

## 床下集合排水システムの取扱いに関する要領

### 1 趣旨

福岡市下水道排水設備技術基準（以下「技術基準」という。）8. 付属装置  
⑨床下集合排水システムにおいて規定した、住宅に公共下水道排水設備として設置する床下集合排水システム（以下「システム」という。）を福岡市下水道条例（以下「条例」という。）第4条に規定する排水設備（以下「排水設備」という。）として条例第6条の確認を受けるために必要な要領を定め、システムの適切な設置及び維持管理を図ることを目的とする。

### 2 用語の定義

「システム」とは、床下で集合配管器材を用い、各排水器具からの排水管を合流させ、1本の排水管で屋外排水設備に接続することで、住宅基礎貫通配管を少なくする設備をいう。

「住宅販売会社」とは、住宅を建築または販売する者をいう。

「資材製造会社」とは、システムを供給する者をいう。

「申請者」とは、条例第6条の確認を受けなければならない者をいう。

「指定工事店」とは、条例第8条に規定する指定工事店をいう。

「使用者」とは、システムを使用し、そのシステムの適切な維持管理の責務を負う者をいう。

### 3 使用条件

原則としてシステムは、戸建住宅以外は使用できないものとし、大便器からの排水と雑排水はシステムで合流させず、別系統で屋外排水設備に接続すること。

住宅を建築する土地の状況等により、使用条件を満たすことが困難な場合は、事前に協議を行うこと。

### 4 事務処理

#### (1) 計画の確認

① 申請者は、システムを設置するにあたり、条例第6条及び、同施行規則第6条（排水設備新設等確認申請書（様式第1号））に基づき排水設備の計画について確認を受ける際、次の事項を遵守すること。

ア 排水設備新設等確認申請書（様式第1号）の備考欄に「床下集中排水システム」と記載すること。

イ システム配管設計図を添付すること。

ウ 資材製造会社の作成した、使用する主要部材の名称や仕様等の確認をした床下集合排水システム設計仕様確認書（別紙様式第1号）を添付すること。

② 指定工事店は、排水設備工事の設計図面作成の際、システムの設置箇所並びに点検口の位置を記載すること。

### (2) システムの設置

① システムの設置は指定工事店が行い、資材製造会社が定める製品の仕様及びその機能について十分理解するとともに、住宅販売会社及び資材製造会社と連携し、適切な設置となるよう、次の事項を遵守して維持管理上の問題が生じないように努めること。

ア システムの設置箇所は1階床下とし、維持管理の空間(周囲に450mm以上)を確保すること。

イ システムを維持管理するための点検口を設けること。

ウ 2階以上に設置された排水器具からの排水管を接続する場合は、通気管を設け、大気中に開口することを原則とする。ただし、建物の構造上困難な場合は、一部の通気管の端部に通気弁の設置を認める。

エ システムに接続できる枝管の最大口径は、75mmであるため、器具排水管の長さが3mを超える排便管は、システムに接続してはならない。

オ システムが沈下しないよう専用の支持金具を使用し、勾配を確保するとともに確実に支持・固定すること。

カ システムは、全面が目視できるように設置し、コンクリート基礎等に埋め込まないこと。

キ システムの下流側の流出口径は、原則として100mmとする。

ク 建物の基礎を貫通する場合、原則として専用の貫通資材を使用すること。専用資材が使用できない場合は、配管の屈曲部に45°エルボを使用して屋外排水設備に接続すること。

ケ その他、資材製造会社の定める施工方法等により、適切に設置すること。

② 指定工事店は、システムの設置が床下のため、床下貼付け前に自主検査を行うこと。また、排水器具設置後には、満水及び通水試験を実施し、市が行う完了検査時に「床下集合排水システム自主検査チェックリスト(別紙様式第2号)」を提出すること。

③ 住宅販売会社、指定工事店及び申請者は、使用者への引渡し時に、システムの使用及び維持管理等について説明責任を負うもの。

### (3) 使用者の地位の承継

システムを有する建築物の譲渡等を行った場合は、当該システムの譲渡等を受けた使用者が、システムの適切な維持管理を行うことの地位を承継するもの。

## 5 維持管理体制

申請者もしくは使用者、住宅販売会社及び指定工事店は、万一システムに支障が生じた場合の緊急時の体制を整えるとともに、閉塞等のトラブルが発生した際は使用者が適切な対応を行うこと。

### 附 則

この要領は、平成26年 4月 1日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和 3年 4月 1日から施行する。